

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

## 第 25 回 農業委員会総会議事録

令和 4 年 7 月 20 日

### 佐呂間町農業委員会

|         |    |       |    |
|---------|----|-------|----|
| 議事録署名委員 | 11 | 平川 智司 | 委員 |
|         | 12 | 青野英一郎 | 委員 |

## 第 25 回 農業委員会 総会議事録

1. 開催年月日 令和 4 年 7 月 20 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸

4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 中村 直樹

佐呂間町農業委員会農地係長 阿部 真

佐呂間町農業委員会農地係 藤田 真紗美

5. 出席委員

| 番号 | 氏名    | 番号 | 氏名     |
|----|-------|----|--------|
| 1  | 齊藤 浩明 | 9  | 橋本 聡   |
| 2  | 小西 利幸 | 10 | 和泉 茂樹  |
|    |       | 11 | 平川 智司  |
| 4  | 田中 裕二 | 12 | 青野 英一郎 |
| 5  | 山前 満  | 13 | 田村 通啓  |
|    |       | 14 | 山田 裕之  |
|    |       | 15 | 堀北 勝美  |
| 8  | 今部 好幸 | 16 | 大澤 好幸  |

6. 欠席委員

| 番号 | 氏名    | 番号 | 氏名 |
|----|-------|----|----|
| 3  | 山口 浩之 |    |    |
| 6  | 中谷 由広 |    |    |
| 7  | 川村 良則 |    |    |
|    |       |    |    |
|    |       |    |    |

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積  
計画の決定について

議 案第 3 号 現況証明願いについて

報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について

|      |  |
|------|--|
| 事務局長 | <p>只今から、25回農業委員会を開催いたします。</p>  |
| 議長   | <p>出席委員は、16名中13名で、総会は成立しております。</p>   |
| 事務局  | <p>議事録書名委員の指名を行います。</p> <p>署名委員は、11番 平川委員さん、12番 青野委員さんを指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。</p>  |
| 事務局  | <p>報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</p>  |
| 事務局  | <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事務局  | <p>報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</p>  |
| 事務局  | <p>下記の者より、農地法第3条の3の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。</p>   |
| 事務局  | <p>番号1</p>   |
| 事務局  | <p>土地の所在が浜佐呂間 525 番 11 外 1 筆、現況地目が牧場で合計面積 5,331 m<sup>2</sup>、届出者 北見市 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 4 年 3 月 23 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。</p>  |
| 事務局  | <p>番号2</p>   |
| 事務局  | <p>土地の所在が浜佐呂間 553 番外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 86,260 m<sup>2</sup>、届出者 音更町 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 4 年 1 月 5 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。</p>   |
| 事務局  | <p>番号3</p>   |
| 事務局  | <p>土地の所在が北 15 番 1 外 18 筆、現況地目が畑で合計面積 143,225 m<sup>2</sup>、届出者 札幌市 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 4 年 4 月 20 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。</p>   |
| 事務局  | <p>以上です。</p>   |
| 議長   | <p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p>   |
| 議長   | <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p>   |
| 議長   | <p>質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>  |
| 各委員  | <p>———異議なし———</p>  |
| 議長   | <p>報告事項第1号は原案どおり承認いたします。</p>   |
| 議長   | <p>次に、議案の審議に入ります。</p>  |
| 議長   | <p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>  |
| 議長   | <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事務局  | <p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>  |
| 事務局  | <p>農地法第5条の規定に基づき、下記の者より農地等転用の許可申請があったので、可否について審議願います。</p>  |
| 事務局  | <p>番号1</p>   |
| 事務局  | <p>土地の所在が富丘 79 番 2 の内 外 1 筆、現況地目が畑で面積 495 m<sup>2</sup>、農振農用地区域外で、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地と判断されます。貸主が●●●●さん、借主が●●●●さん、使用貸借による転用で、申請理由は●●●●さんの住宅建設です。</p>   |
| 事務局  | <p>良好な営農条件を備えている農地である第1種農地の転用ではありますが、転用目的が農家住宅であり、既存の農業用施設と隣接する土地であることから、農業の振興に資する施設として、許可要件に該当すると認められます。住宅建設費は 28,000,000 円で、全額農協から借入することで、融資予定証明を受けています。農地に係る権利者からの同意書も得ており、隣接地への影響についても、問題ありませんので、許可相当と思われます。7月13日に担当農業委員さんと現地調査済みです。</p> |
| 事務局  | <p>図面で説明いたしますと、(1ページ)となります。申請地は、町道佐呂間富丘間道路の北側、富丘33号道路沿い、●●●●宅の南側の土地となります。左下は土地の利用計画図となります。</p>   |

|                  |  |
|------------------|--|
| 議 長              | 以上です。<br>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。<br>何か質問等、ありませんでしょうか。  |
| 大 澤 委 員<br>事 務 局 | 転用にあって面積などの制限はありますか。<br>制限ということではありませんが、一般住宅なら 500 m <sup>2</sup> 、農家住宅であれば 1,000 m <sup>2</sup> が目安とされています。   |
| 議 長              | ほかに質問はありますか。<br>質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。   |
| 各 委 員<br>議 長     | ———異議なし———<br>議案第 1 号は原案どおり決定いたします。<br>議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について   |
| 事 務 局            | このことについて、事務局の説明を求めます。<br>議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<br>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。<br>番号 1.<br>利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 301 番 2 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 33,959 m <sup>2</sup> です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 4 年 7 月 21 日から 10 年間、賃貸料は年額 160,000 円、10 ㎡当たり 4,700 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 4 年 6 月 29 日から 1 回実施しております。<br>図面で説明いたしますと（2 ページ）です。申請地につきましては、仁倉東 8 号道路沿いの土地となります。 |
| 議 長              | 以上です。<br>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。<br>何か質問等、ありませんでしょうか。<br>質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。  |
| 各 委 員<br>議 長     | ———異議なし———<br>議案第 2 号は原案どおり決定いたします。<br>議案第 3 号 現況証明願について   |
| 事 務 局            | このことについて、事務局の説明を求めます。<br>議案第 3 号 現況証明願について<br>下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。<br>番号 1.<br>土地の所在が浜佐呂間 525 番 11 外 4 筆、公簿地目が牧場、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は山林と原野、合計面積 40,042 m <sup>2</sup> 、所有者 ●●●●さん、願出人 北見市 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。<br>申請のあった土地のうち、604 番 9、607 番 3、607 番 4 の 3 筆については、今年 2 月の総会で、旧所有者である●●●●さんからの現況証明願いについて、議決し証明を交付していたところですが、地目変更登記前に亡くなられたということで、再度新しい所有者から証明願が提出されました。<br>図面で説明いたしますと（3 ページ）です。申請地は、浜佐呂間 6 線道路突き当り付近の土地となります。                                 |
| 議 長              | 以上です。<br>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。<br>何か質問等、ありませんでしょうか。  |

|        |             |                              |
|--------|-------------|------------------------------|
| 各<br>議 | 委<br>員<br>長 | 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 |
|        |             | ———異議なし———                   |
|        |             | 議案第3号は原案どおり決定いたします。          |
|        |             | その他                          |
|        |             | 各委員さんの方から何かありませんか。           |
| 各<br>議 | 委<br>員<br>長 | ———ありません———                  |
|        |             | なければ第25回農業委員会総会を終ります。        |